相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市万代町二九二番地、最後の住所北海道函館市万代町二番三号
被相続人　亡　山口　秀樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月八日
事務所北海道函館市本町三番一二号　カー
ニープレイス函館六階　和根崎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　和根崎直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市色内一丁目六八番地、最後の住所北海道小樽市朝里川温泉二丁目六九四番地三八　ケアハウス朝里温泉七〇一
被相続人　亡　市川　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月八日
事務所北海道小樽市花園二丁目八番一八号
司法書士荒内亮事務所
相続財産管理人　司法書士　荒内　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市三ツ割五丁目四一番地三、最後の住所岩手県盛岡市西青山二丁目三二番一〇号
被相続人　亡　矢羽々政道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月八日
岩手県盛岡市神明町五番四号
相続財産管理人弁護士法人岩手銀河法律事務所
代表社員　須山　通治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県輪島市三井町興徳寺三十五ノ部四二番地、最後の住所石川県輪島市三井町興徳寺三五部四二番地　被相続人　亡　橋本　進一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月八日
事務所石川県輪島市河井町五部二八二番地
相続財産管理人　司法書士　今井　陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市下粟津町ア一一九番地八、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　髙松　勝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月八日
事務所石川県小松市殿町二丁目一八番地七
相続財産管理人　弁護士　川本　樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市大和町ヘ部三番地、最後の住所石川県七尾市矢田町一号二一〇番地七
被相続人　亡　水上　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月八日
事務所石川県七尾市大手町五番地三坂口ビル二階　相続財産管理人　堀江　重尊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県中津川市福岡一六八五番地三六、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　今津　敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月八日
事務所岐阜県恵那市長島町中野二〇〇番地二　大岡法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大岡　琢美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月八日
事務所名古屋市中村区烏森町五丁目二五番地小林シュタイゲンハウス一階B
被相続人　亡　荒川すへ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月八日
名古屋市千種区池下一丁目六番二〇号チサンマンション池下三〇六号
相続財産管理人　弁護士　伊藤　勤也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府舞鶴市字浜七六六番地、最後の住所三重県名張市美旗中村二三二六番地
被相続人　亡　谷口　茂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月八日
三重県伊賀市上野桑町一三六九番地
相続財産管理人　司法書士　鎗元理惠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県世羅郡世羅町大字青近一五九三番地、最後の住所広島県東広島市西条町寺家七四一番地
被相続人　亡　木原　満昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月八日
事務所広島県東広島市黒瀬町丸山八二四番地二
相続財産管理人　司法書士　石本　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県丸亀市土器町東一丁目一六六番地、最後の住所香川県丸亀市川西町南五六八番地一三
被相続人　亡　吉田　易

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月八日
事務所香川県高松市錦町一丁目一五番七号
弁護士法人松村法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松村聡一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県飯塚市枝国四四八番地九、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　亀井　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月八日
福岡県飯塚市鯰田二五六七番地六三
相続財産管理人　野見山紀行

第16期決算公告

平成30年2月20日

大阪府豊中市新千里東町1丁目4番1号
株式会社ウィドゥ・スタイル
代表取締役　井上　秀逸

貸借対照表の要旨　（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,066,331	流動負債	169,651
固定資産	300,512	固定負債	1,716,449
有形固定資産	17,107	（うち役員退職慰労引当金）	(16,449)
無形固定資産	13,301	株主資本	480,742
投資その他の資産	270,103	資本金	83,000
		資本剰余金	199,048
		資本準備金	1,214
		その他資本剰余金	197,834
		利益剰余金	198,693
		その他利益剰余金	198,693
		（うち当期純利益）	(82,482)
資産合計	2,366,844	負債・純資産合計	2,366,844